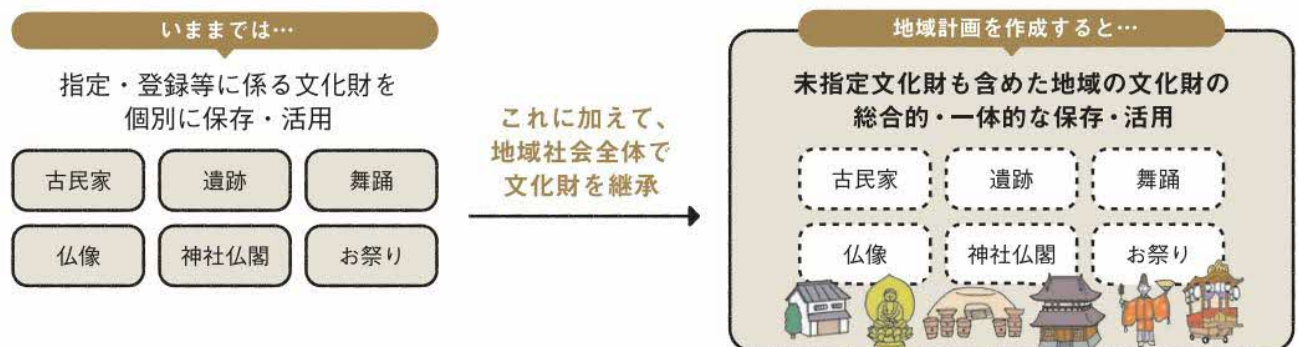


文化財保存活用地域計画策定について

1. 文化財保存活用地域計画とは

文化財保存活用地域計画とは、文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画です。



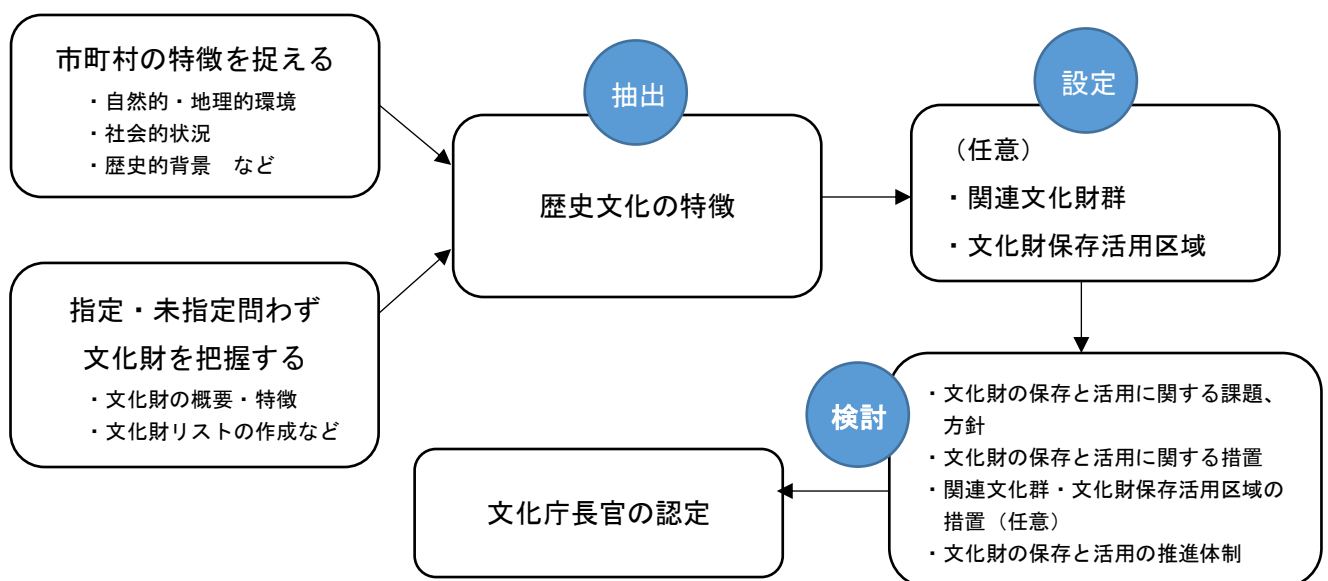
この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続をつなげていくことが期待されています。

■認定市町村が感じた地域計画作成のメリット（参考資料 2 一部抜粋）

- ・文化財保護におけるビジョンの共有
- ・中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
- ・住民・関係団体・庁内各課・他地域などとの連携強化
- ・関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
- ・補助率加算などの国庫補助事業の優遇

2. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ

まず、本市の地理的・歴史的特徴を捉えること及び未指定を含む文化財の調査により地域の歴史文化の特徴を抽出します。それを踏まえ、本市が目指すべき方向性や将来像を示し、住民・民間団体・関係部局などと連携を図りながら中長期的な方針に基づいた具体的な措置を計画します。



3. 文化財保存活用地域計画の構成例

「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」に記載されている構成例は以下のとおりです。基本的にはこの構成例に沿って策定します。

序章

第1章 当該市町村の概要

第2章 当該市町村の文化財の概要

第3章 当該市町村の歴史文化の特性

第4章 文化財に関する既往の把握調査

第5章 文化財の保存・活用に関する将来像

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

第8章 関連文化財群（任意）

第9章 文化財保存活用区域（任意）

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

4. 枚方市文化財保存活用地域計画審議会等の構成及び事務

枚方市文化財保存活用地域計画審議会の構成及び任期については、下記のとおりです。

任期	2年	令和 8年 7月 ~ 令和 10年 6月		
委員 構成	分野	選出区分	選出理由	人数
	文化財	学識経験を有する者	文化財分野の専門的見地からの意見を聞くため。	2人
	官学連携	学識経験を有する者	官学連携による文化財の保存・活用について専門的見地からの意見を聞くため	1人
	学校教育	学識経験を有する者	文化財の保存と活用について教育現場との連携の観点から意見を聞くため。	1人
	文化財所有者	指定文化財の所有者を代表する者	指定文化財の所有者の意見を聞くため。	1人
	産業	産業団体を代表する者	文化財の保存と活用について産業分野との連携の観点から意見を聞くため。	1人
	地域	地域を代表する者	文化財の保存と活用について地域との連携の観点から意見を聞くため。	2人
	行政	大阪府の職員	大阪府文化財保存活用大綱との調整を図るため。	1人
	合計			9人
	委員定数			9人以内

枚方市文化財保存活用地域計画審議会の担当事務は、枚方市文化財保存活用地域計画の策定及び推進に関する調査審議を行うことです。

枚方市文化財保護審議会では、枚方市文化財保存活用地域計画審議会で作成した地域計画について、ご意見をお伺いします。

庁内委員会

庁内委員会は新たに設置するもので、構成は、総合政策部、都市整備部、土木部、教育委員会等を想定しています。

5. 計画作成のスケジュール（案）

年度	実施内容
R8 年度	計画策定支援業務委託（制限付き一般競争入札により契約）アンケート実施、文化財リスト作成 枚方市文化財保存活用地域計画審議会開催（3回程度）、庁内委員会開催（2回程度） 枚方市文化財保護審議会開催（1回程度）
R9 年度	計画策定支援業務委託 素案作成 枚方市文化財保存活用地域計画審議会開催（3回程度）、庁内委員会開催（3回程度） 枚方市文化財保護審議会開催（1回程度）
R10 年度	計画策定支援業務委託 案作成 市民意見聴取の実施、文化庁・大阪府協議 文化庁へ申請⇒認定 文化財審査官の照会等、関係省庁協議 市議会へ報告 地域計画・概要版の印刷、周知、シンポジウム等の開催 枚方市文化財保存活用地域計画審議会開催（1回程度）、庁内委員会開催（1回程度） 枚方市文化財保護審議会開催（1回程度）
R11 年度以降	地域計画の運用開始